

平成29年11月30日

都市整備局

空き家の有効活用、適正管理等の推進に向けた 専門家団体等との協定の締結について

東京都は、空き家の有効活用、適正管理、空き家発生の未然防止等を推進するため、不動産、建築、法律等の専門家団体及び金融機関（10団体、2金融機関）と、協力・連携に関する協定を締結※しております。現在、都内に空き家を所有される方々に向けて、専門家等による相談対応を行っております。

この度、協力体制の更なる拡充を目指すため、公益社団法人 東京都不動産鑑定士協会及び東京税理士会とも協定を締結しました。他団体同様、相談窓口を設置し、空き家の所有者等が抱える課題に応じる取組を進めてまいります。

記

1 協定の概要

(1) 協定書名

「東京都における空き家の有効活用、適正管理等の推進に関する協定書」

(2) 協定締結先

公益社団法人 東京都不動産鑑定士協会

東京税理士会

「2020年に向けた実行プラン」事業

本件は、「2020年に向けた実行プラン」に係る事業です。

「セーフ シティ 政策の柱6 まちの元気創出」

【問合せ先】

都市整備局 住宅政策推進部 計画調整担当課長 恵美奈 裕征

直通 03-5320-4915 内線 30-350

(裏面へつづく)

(3) 協定に定める取組内容

- ①各団体等は、空き家所有者等からの相談に応じる窓口を設置
- ②各団体等は、区市町村からの依頼に応じ、専門家派遣等に協力
- ③都は、各団体等の取組を都民に周知
- ④各団体等及び都は、空き家所有者等への意識啓発等を実施

(4) 協定締結日

平成29年11月30日(木)

2 相談窓口の開設

協定を締結した各専門家団体等は、都内に所在する空き家の所有者等が抱える課題に応じた相談窓口を設置しております。相談窓口の詳細は別紙のとおりです。

今後も、東京都都市整備局のホームページやリーフレットにより、紹介していきます。

※参 考

既に協定を締結している専門家団体等は以下のとおりです。

公益社団法人 東京都宅地建物取引業協会

公益社団法人 全日本不動産協会東京都本部

一般社団法人 東京建築士会

一般社団法人 東京都建築士事務所協会

東京弁護士会

第一東京弁護士会

第二東京弁護士会

東京司法書士会

東京土地家屋調査士会

東京都行政書士会

株式会社みずほ銀行

みずほ信託銀行株式会社

相談窓口開設団体等一覧

: 今回追加窓口

○東京弁護士会／第一東京弁護士会／第二東京弁護士会

東京三弁護士会空き家相談窓口

相談内容：空き家の相続、成年後見・財産管理、契約、紛争の解決に関すること

電話番号：0570-087837

受付時間：月曜日～金曜日 10:00～12:00, 13:00～16:00

（祝休日、年末年始を除く）

○東京司法書士会

相談内容：空き家の相続・登記、財産管理、成年後見等に関すること

電話番号：03-3353-2700

受付時間：月曜日～金曜日 10:00～15:45（祝休日、年末年始を除く）

○公益社団法人 東京都宅地建物取引業協会（不動産相談所）

相談内容：空き家の売買や賃貸に関すること

電話番号：03-3264-8000

受付時間：月曜日～金曜日 10:00～15:00

（祝休日及び年末年始など協会休業日を除く）

○公益社団法人 全日本不動産協会東京都本部

（一般社団法人 東京都不動産協会新宿相談室）

相談内容：空き家の売買や賃貸に関すること

電話番号：03-5338-0370

受付時間：月曜日～金曜日 13:00～16:00

（祝休日及び年末年始など協会休業日を除く）

○公益社団法人 東京都不動産鑑定士協会

相談内容：空き家の価値判断と有効活用について

電話番号：03-5472-1120

問合せ時間：月曜日～金曜日 9:00～17:00（祝休日、年末年始を除く）

相談時間：第1・3水曜日13時から開催（祝祭日の場合は翌日）の
不動産無料相談会に原則来会のこと

（当日受付12:30～15:30、1月・5月の第1水曜日を除く）

○一般社団法人 東京建築士会

相談内容：空き家の利活用の調査や建築に関すること

電話番号：03-3536-7711

問合せ時間：月曜日～金曜日10:00～17:00（祝休日、年末年始を除く）

相談時間：問合せの上、相談会を開催する月曜日に原則来訪のこと

○一般社団法人東京都建築士事務所協会

相談内容：空き家の利活用の調査や建築に関すること

電話番号：03-3203-2601

問合せ時間：月曜日～金曜日9:00～12:00, 13:00～17:00

（祝休日、年末年始除く）

相談時間：問合せの上、水曜日開催の建築相談に原則来会のこと

○東京土地家屋調査士会

相談内容：空き家の敷地境界に関すること

電話番号：03-3295-0587

予約時間：月曜日～金曜日9:00～17:00（祝休日、年末年始を除く）

相談時間：事前予約の上、調整した日時に原則来訪のこと

○東京都行政書士会

相談内容：空き家の所有者と相続人の調査確認、資産の有効活用や手続き
に関すること

電話番号：03-5489-2411

受付時間：月曜日～金曜日 12:30～16:30（祝休日、年末年始を除く）

○東京税理士会（納税者支援センター）

相談内容：税金に関すること

電話番号：03-3356-7137

受付時間：月曜日～金曜日 10:00～12:00、13:00～15:30

（祝休日、夏期、年末年始等を除く）

○みずほ信託銀行

相談内容：空き家の有効活用や融資、資産継承・遺言信託等に関すること

電話番号：0120-032-620

受付時間：月曜日～金曜日 9:00～17:00（祝休日、年末年始を除く）